明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令（国土交通三）　一
〔告　示〕
○道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（国土交通四二）　二
○道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（同四三）　四
○道路運送車両の保安基準第五十五条第一項、第五十六条第一項及び第五十七条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示の一部を改正する告示（同四四）　五
○装置型式指定規則第五条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定める国を定める告示の一部を改正する告示（同四五）　六
○装置型式指定規則第二条第十一号の四の告示で定めるものを定める告示（同四六）　六
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　六
特殊法人等
日本弁護士連合会懲戒の処分関係　三
地方公共団体
公示送達関係　三
会社その他
会社決算公告　四

省令

○国土交通省令第三号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四十一条（同法第九十九条において準用する場合を含む。）、第七十五条の二第一項及び第七項並びに第七十五条の三第一項の規定に基づき、道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年一月二十二日　国土交通大臣　太田　昭宏

道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令

（道路運送車両の保安基準の一部改正）

第一条　道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「過度の衝撃」を「傷害」に改める。

第二十条第四項中「第二十二条の四に規定する」を削り、「内装」の下に「（次項において単に「内装」という。）」を加え、同条第五項中「のインストルメントパネル（運転者席及びこれと並列の座席の前方に設けられる計器類等の取付装置をいう。）は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員の頭部等に過度の衝撃」を「（乗車定員十一人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに最高速度二十キロメートル毎時未満の自動車を除く。）の内装のうち告示で定めるものは、乗車人員に傷害」に改め、ただし書を削り、同条に次の一項を加える。

6　自動車（乗車定員十一人以上の自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度二十キロメートル毎時未満の自動車を除く。）のサンバイザ（車室内に備える太陽光線の直射による乗車人員のげん惑を防止するための装置をいう。）は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員の頭部等に傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

第四十三条の六を次のように改める。

第四十三条の六　専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員十人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量三・五トンを超えるものには、安全な運行を確保できるものとして、車線からの逸脱の検知及び警報に係る性能等に関し告示で定める基準に適合する車線逸脱警報装置（自動車が走行中に車線から逸脱しようとしている、又は逸脱している旨を運転者に警報することにより自動車の車線からの逸脱を防止する装置をいう。）を備えなければならない。ただし、高速道路等において運行しない自動車にあつては、この限りでない。

第四十五条第三項を削る。

（装置型式指定規則の一部改正）

第二条　装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中第十一号の四を第十一号の五とし、第十一号の三の次に次の一号を加える。

十一の四　法第四十一条第九号の乗車装置のうち内装（告示で定めるものであつて、専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員十人未満のものに備えるものに限る。）